

## ■第1回船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会 会議録

### ○事務局（健康政策課長）

定刻になりましたので、ただ今より「第1回船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会」を開催いたします。

出席者の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、林康夫船橋市副市長より委嘱状を交付させていただきます。

皆様を代表して松島委員に委嘱状をお受けいただきたいと思います。会場参加の皆様へは席上に配布させていただき、オンライン参加の皆様へは事前にお送りさせていただきました。

それでは副市長、よろしく願いいたします。

### ○事務局（健康政策課長）

続きまして、副市長から、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

### ○林副市長

本来市長がこの場でご挨拶させていただくところですが、別の公務のため代わりに私からご挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。また、広く市政全般にわたり、ご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしましてあらためて御礼申し上げます。

船橋市歯科診療所は、平成27年10月に指定管理者制度を導入し、船橋歯科医師会に指定管理者として診療所の管理・運営をお願いしております。

本歯科診療所は、障害を有する方や介護を要する方を対象に、診療所での診療だけではなく、訪問診療も実施する全国でも数少ない施設であり、市民の健康を守る、なくてはならない重要な施設となっております。

歯の健康は単に栄養を採るだけのものではなく、自分の歯で味わうことによる満足感、話すことによるコミュニケーション能力の向上などにも関係し、豊かな生活を送るための基

礎となるものでもあります。

市としましては、全ての市民の皆様が笑顔で暮らせる健やかな生活の実現を目指しており、特に障害児・障害者及び要介護高齢者の健康な日常生活に向け、当診療所の重要性は今後ますます高まるものと考えております。

この度の選定は、非公募によるものとしておりますが、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からの知識・経験をもとに、是非、闊達なご審議を賜れますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

#### ○事務局（健康政策課長）

副市長はここで退席させていただきます。

#### ○事務局（健康政策課長）

続きまして、本日の会議は会場参集型とオンライン型によるハイブリッド形式での開催となりますので、開催前にご発言の方法についてご説明いたします。

まず、ご参集の委員におかれましては、発言の際には挙手等でお知らせください。その後、ご自分のお名前を名乗っていただいたうえで、ご発言をお願いします。

次に、オンラインでご参加いただいている委員におかれましては、ご発言の際は、オンライン会議システム画面上の挙手ボタンを押していただくか、チャットにて発言がある旨をお知らせいただき、委員長または司会者の指名後に、お名前を名乗ったうえでご発言いただきますようお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、マイクをミュートにしてください。ご発言時以外もマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。カメラはオンのままでお願いいたします。

続いて、本日の会議の公開についてご説明いたします。本市の会議は、船橋市情報公開条例の規定により、法令等に特別の定めがある場合や、不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合を除いて、原則として公開となっております。このため、本日の会議は、審議の一部を除いて公開するものとしております。

次に、本日本配布した資料の確認を行います。

#### ○選定委員会次第

○席次表

○船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について

○船橋市歯科診療所について

また、大変申し訳ございませんが、赤いインデックス「資料2」の1枚目が差し替えとなりますので、こちらも席上に配布させていただきました。オンラインの方へはメールでお送りしましたので、ご確認をお願いいたします。

以上が本日配布した資料でございます。

その他、先日前お送りさせていただきました青いファイルに、募集要項(案)に関する資料がございます

不足の資料がございましたら事務局にお申し付けください。

本日の会議は、令和8年4月1日から船橋市歯科診療所の運営をお願いする指定管理者を指定するにあたっての要件をとりまとめた「募集要項」の審議、および指定管理者候補者を審査するための「評価基準」の審議を行うこととしておりますが、「評価基準」の審議につきましては、船橋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当する不開示情報が含まれ、船橋市情報公開条例第26条第1項第2号に該当するため、非公開とさせていただきます。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

事前に配布させていただいた委員名簿にもとづきまして、各委員をご紹介いたします。

日本大学松戸歯学部特任教授の、松島 潔（まつしま きよし）委員でございます。

船橋市医師会よりご推薦をいただきました、山崎 達之（やまざき たつゆき）委員でございます。

船橋薬剤師会よりご推薦をいただきました、川奈部 幸一郎（かわなべ こういちろう）委員でございます。

千葉県税理士会船橋支部からご推薦をいただきました、中嶋 貴明（なかじま たかあき）委員でございます。

船橋市介護支援専門員協議会からご推薦をいただきました、山口 信人（やまぐち のぶと）委員でございます。

続きまして、行政側の委員を紹介いたします。

高橋 日出男（たかはし ひでお）船橋市健康福祉局健康部長です。

同じく船橋市健康福祉局の岡部 佐知子（おかべ さちこ）福祉サービス部長です。

以上が本委員会の委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、私は事務局を務めます、健康政策課長の櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

続いて「次第5」の委員長の選出を行います。

選定委員会設置要綱の第4条では、委員長の選出は、委員の方の互選となっております。それでは、委員長の選出をお願いしたいと思えます。

どなたか、推薦のある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### ○山口委員

歯科の専門医であります松島委員をお願いしてはいかがでしょうか。

#### ○事務局（健康政策課長）

ただいま、委員長に、松島委員とのご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしとのことでございますので、委員長は松島委員をお願いしたいと思えます。

それでは、ここからの議事の進行は委員長へお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

#### ○松島委員長

ただいま委員長の職をありがとうございます、松島でございます。よろしくお願いいたします。

さっそくではございますが、本日は傍聴人がいないということですので、そのまま次第にそって進めさせていただきます。

はじめに、次第6、募集要項（案）について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（健康政策課長補佐）

健康政策課長補佐の福嶋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、募集要項（案）の説明に入る前に、当選定委員会を実施するにあたっての留意事項を説明します。

お配りした「船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会委員としての留意事項」をご覧ください。

ださい。

船橋市では、平成17年度から指定管理者制度を導入しております。

指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会を開催することとしておりますが、この選定委員会については、選定のプロセスの透明性を確保するため、選定委員の方が指定管理候補団体の代表をつとめる、あるいは理事や監事など団体の意思決定に関わる立場にある場合、選定委員の立場を辞退していただくこととしております。この点につきましては、本日、お配りした「船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会としての留意事項」という文章にも記載されておりますが、本日、ご出席いただいた委員の皆様は、これに該当しないものと考えております。

それでは、「次第6」の「募集要項（案）の説明」に入らせていただきます。

ファイルの赤いインデックスの資料1「船橋市歯科診療所指定管理者募集要項（案）」をご覧ください。

こちらの要項は、船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所及び船橋市さざんか特殊歯科診療所、以降「歯科診療所」と言い換えさせていただきますが、歯科診療所の管理者を指定するにあたり必要となる事項をまとめたものになっております。

表紙を1枚めくっていただきまして目次をご覧ください。審議の順をご説明します。

まず、「はじめに」から「11 指定管理者募集に関する事項」までをご説明します。次の「12 指定管理者候補者の審査・選定等」の（1）から（4）評価基準までは非開示情報を含む審議となりますので、後に回させていただきます。次に「12（5）審査結果の通知及び公表について」から最後「16」までをご説明し、ご審議いただきます。

次に、非公開事項である「12 指定管理者候補者の審査・選定等」の（1）から（4）評価基準までについてご説明しますので、ご審議いただきます。

それでは募集要項を説明いたします。皆様には事前にお配りさせていただいておりますので、要点を説明させていただきたいと思っております。

それでは4ページ「募集要項等一覧表」をご覧ください。

「募集要項等」は、今ご覧いただいている募集要項のほか、添付資料が資料1から8、

提出書類が書類1から6となっております。

続いて、5ページをご覧ください。

「はじめに」の部分に記載したとおり、本市では平成27年10月より歯科診療所の業務について指定管理者制度を導入し、公益社団法人船橋歯科医師会が指定管理者として管理運営を行っています。令和8年3月31日をもって現在の指定期間である5年が経過することから、令和8年4月以降の指定管理者を改めて選定することとなります。

次に「1 指定管理者が行う管理の基本方針」として、市が指定管理者に求める管理の基本方針を記載しております。

歯科診療所は、船橋歯科医師会が開設して以来、市民の健康を守ることを目的として、船橋歯科医師会と市が協力して管理運営をしてきました。平成27年10月に指定管理者制度を導入してからは、市が開設者として歯科診療所に対して開設責任を負うものとし、管理運営については指定管理者に行っていただくという公設民営の形式をとっています。

船橋市が設置する公の施設になるという前提のもと、市としては、記載されている基本方針を指定管理者に求めたいと考えております。

「2 施設の概要」ということで、歯科診療所の施設の概要についての記載をしております。

「3 指定管理者が行う業務」についても現在と変わりありません。

続いて8ページをご覧ください。

「4 診療所の診療日等」についてです。

「(1) 診療日、休診日、診療時間」について、かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所は、月曜から水曜日、金曜日、土曜日は午前9時から午後5時まで、障害児者、要介護高齢者に対する診療所内での固定診療と摂食嚥下機能訓練、要介護高齢者に対しては、摂食嚥下機能を含めた訪問診療を実施致します。木曜日は午前9時から午後1時までで、障害児者及び要介護高齢者に対する診療所内での固定診療を実施致します。なお、日曜日、祝日、年末年始については、午前9時から午前12時まで、急患歯科診療を行います。

さざんか特殊歯科診療所につきましては、令和8年度より診療時間を30分拡大し、月曜日、水曜日から土曜日は午前9時から午後5時までの診療時間となります。日曜日はこ

れまでと変わらず、午前9時から午前12時まで、障害児者、要介護高齢者に対する診療所内での固定診療及び要介護高齢者に対して、訪問診療を実施致します。また、第1・第3日曜日には摂食嚥下機能訓練を実施致します。

休診日については記載のとおりです。

続きまして、9ページ(2)の変更についてでございます。条例の規定により、指定管理者が必要だと考えた時に、事前に市長の承諾を得て、恒常的に診療時間、診療の終了時間を変更することができます。この場合、変更後の診療開始及び終了時刻を規則で定める必要があるため、規則の改正が必要になります。ただし、臨時の変更の場合は、規則に定めることを必要としないため、市長に対して申請をしていただき、市長の承認を得ることとなります。

次に「5 指定期間」ですが、指定管理者による管理の期間として、令和8年4月1日から5年間を予定しております。ただし、市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

次に「6 選定方法」につきまして、歯科診療所は一般の診療所では治療が困難な障害児者及び要介護高齢者の歯科診療を行うため、極めて高度な専門性を要すること、また、休日診療を行うにあたり、多くの歯科医師との協力関係及びそれらを取りまとめる役目が必要となることから、公益社団法人船橋歯科医師会が引き続き管理運営することとして、募集方法は非公募とします。

次に「7 管理運営に関する経費等」は、診療費等の収入の取扱いと市から指定管理者に支払う指定管理料について、その他診療所を管理する上での経費について記載しております。

歯科診療所の運営にあたっては利用料金制を採用し、診療費等の収入については原則として指定管理者の収入といたします。

しかしながら、運営にかかる支出が収入を上回ってしまう場合は、市が指定管理料を支払います。具体的な金額については現在財政部門と協議中であり、募集要項配布前に金額

を定める予定です。

「(3) 診断書等交付手数料徴収委託料」について、診断書等交付手数料は、地方自治法の規定により、地方公共団体が徴収することとなっているため、一度市に納付していただき、後日、同額を指定管理者へお支払いする方式をとります。

そのあとの(4)から(7)では、施設の修繕、備品の管理、光熱水費等について定めています。

続いて、11ページ「8 リスク分担」をご覧ください。

指定期間内における経済情勢・法制度変更等の主なリスクについて、市と指定管理者のどちらが分担するのかについて記載しています。

続いて12ページ「9 業務評価」として、市長は2年以上3年以下の期間において、診療所が達成すべき管理に関する目標であります「中期目標」を定め公表すること、指定管理者はこの中期目標に基づく行動計画と年度ごとの行動計画を定め、市長に報告すること、市長はこれを承認したときは、速やかに公表すること、また、管理の実績を評価し、評価に基づき検討及び所要の措置を講じる旨が記載されております。

また、モニタリングを実施し、歯科診療所の管理運営が適正かつ安定的に行われているか、あらかじめ定めたサービス水準を維持、もしくは向上に向けて業務を実施しているかどうかについて、業務実績の評価を実施します。

こちらの評価については、次ページの(4)に記載のあるとおり、市ホームページにて結果を公表するとともに、改善をすべき事項については指定管理者に速やかな改善を要求することとなります。

13ページから16ページにわたっては「10 その他管理運営にあたっての留意事項」ということで、関係法令等の遵守、損害賠償請求等への対応、市への報告等について記載しております。

17ページをご覧ください。

「11 指定管理者募集に関する事項」(1)スケジュールにつきましては、今後の選定及び選定後のスケジュールを記載しています。募集要項については8月上旬に配布、書面

審査と面接審査を9月から10月に実施し、そこで決定した指定管理者候補者について令和7年第4回市議会定例会にて指定議案を提出する予定となっております。

(2) から (3) では、申請資格や欠格条項、申請の手続きなどについて記載しております。

次に21ページから23ページでございますが、「12 指定管理者候補者の審査・選定等」(1) から(4) までは、先ほどご説明申し上げたとおり、非公開事項となりますので、後程ご説明いたします。

24ページをご覧ください。

「(5) 審査結果の通知及び公表について」に記載しておりますとおり、審査の結果については速やかに申請者に書面で通知するとともに、市ホームページ等により公表する予定となっております。

同じく24ページの「13 指定管理者との協定の締結」、25ページの「14 指定の取消し等」、26ページの「15 業務の引継ぎ」では、指定管理者指定後の協定についてや指定の取消等の規定について記載しております。

事務局からの「募集要項(案)」に関する説明は以上です。

○松島委員長

ただいま事務局から、指定管理者の募集要項(案)について説明をいただきました。それでは、次第6の募集要項(案)の審議にうつります。

今回、審議を非公開としている評価基準の審査以外の部分につきまして、皆様からご質問、ご意見等をいただきたいと思います。

ご意見や質問のある方は挙手にてお願いいたします。

私から。一連の中で出てくるこの障害者、障害の害の字がだんだん今書かれている害の字からひらがなの「がい」とか石偏の「碍」とか石偏のあれもがいと読むんでしょけれど、そういう風になってきている自治体もあるみたいですけども、千葉県や船橋市は現状どおり、今のままでよろしいでしょうか。

○事務局（健康政策課長）

他の自治体の状況まで詳しくはわからないのですが、船橋市の状況を説明させていただけたらと思います。

船橋市におけるこの害の字につきましては、今のところこの障害のこのウ冠の方を使わせていただいているところでございます。

部署的にも障害福祉課というところがございますが、その障害福祉課の所属名につきましてもこのウ冠の障害の害の字を使わせていただいているところでございます。

ただ流れは聞き及んでいるところですので、今そういう状況であるというところでございます。以上です。

○松島委員長

わかりました。ありがとうございます。

当面はこの記載されている害の字を使うということで。

私自身、議長としましては概ね書かれている事柄について、特に違和感や意義はないですけれども、みなさん如何ですか。

（特にありませんの声）

ありがとうございます。すみません。方針は良いと思うのです。ちょっと書き方だけのことなんですけど。14ページの下の方に（4）苦情等の対応についてのところに最後に3行目、「誠意ある対応をして下さい。」というのと、それから「本市の指導を受けて下さい」のその2行の下の「下さい」の前後はひらがななんだけど、ここだけ漢字になっているんだけど。直した方がいいかなと思うんだけども。

○事務局（健康政策課長）

今ご指摘のとおり修正させていただきます。

○松島委員長

それともう一点すみません。この途中に条例っていう言葉が出てくるんですが、この条例っていうのは資料にお配りされている歯科診療所条例、船橋市歯科診療所条例の意味でいいんですよね。

例えば9ページかな。7の下の方です。管理運営に関する経費等の文章の1行目に条例第14条に定めるって書いてある。この条例っていうのは船橋市診療所条例でよろしいんですね。それと12ページの業務評価の(1)の業務評価についての2行目の条例第12条の規定に基づきの条例はやっぱり同じ船橋市歯科診療所条例の意味でよろしいですね。

○事務局（健康政策課長）

今委員長が仰っていただいたとおり、船橋市歯科診療所条例のことを指させていただきます。

6ページのところにその旨書かせていただいております。他の条例の場合にはその個別の条例名を書かせていただくんですが、何回も出てくるものですからちょっと条例ということで代表させていただいているところです。以上です。

○松島委員長

そしたら5ページの最初のところがいいんじゃないかなと思うのですが。5ページの2行目。以下条例とかって。6ページのところが気が付かなかったごめんなさい。

○事務局（健康政策課長）

今委員長ご指摘のとおり5ページ目のところに書かせていただけたらと思います。修正をさせていただきます。

○松島委員長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。私は細かいところだけなんで、基本的にはおそらく網羅されていると思うんですが、何かありますか。どうですかよろしいですか。

（特にありませんの声）

はい。ありがとうございます。なかなかこういう文章に巡り合うのが少なくなりますので、一生懸命市の方が作ってくれてますので漏れはないと思うんですが、じゃあよろしいかな。

ここまでよろしいでしょうか。特にないということで進めさせていただいてよろしいで

すか。ありがとうございます。それでは傍聴者がいませんのでこのまま進めさせて、先ほど残した非公開の部分について審議したいと思います。

-----非 公 開-----

○事務局（健康政策課長）

今後のスケジュールについて事務局よりご説明させていただきます。

本日皆様よりいただいた意見をもとに、事務局にて再度募集要項と評価基準の修正を行い、委員長と調整の上、成案とさせていただきます。その後指定管理者候補者に対して通知をさせていただければと思います。

次回選定委員会は、9月中旬の開催を予定しております。詳細な日時につきましてはまた改めましてご連絡させていただきます。次回の内容としましては、今回皆様にご審議いただいた評価基準をもとに、指定管理者候補者が事業計画書等を作成し提出いたしますので、その内容の審査をしていただくことになります。

また、第3回の面接審査は10月中旬を予定しております。こちらも詳細な日時につきましては改めてご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の議事内容につきましては、事務局で議事録を作成し、皆様にお送りさせていただきます。大変お手数ではございますが、お手元に届きましたら、議事内容についてご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○松島委員長

委員の方から、何かご質問等ございますか。

なければ、本日の議題はすべて終了いたしました。

第1回船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会を終了します。

どうもありがとうございました。